

一、沖繩文化協会会則

- 第一条 本会は「沖繩文化協会」と称する。
- 第二条 本会は沖繩に事務所を置き、東京に支部を置く。
- 第三条 本会は沖繩の文化を研究し、その進歩、発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 講演会・研究発表会
 - 2 機関誌および沖繩文化資料の収集・刊行
 - 3 その他の必要な事業
- 第五条 本会の目的および事業に賛同し、会費を納入した者を会員とする。
- 1 会員は機関誌『沖繩文化』への論文投稿の権利を有する（但し、審査により決定する）。
 - 2 会員は本会が開催する研究発表会において発表する権利を有する（但し、審査により決定する）。
 - 3 会員には機関誌『沖繩文化』を配布する。
 - 4 会員には刊行物の頒布とその他の便宜を優先的に提供する。
 - 5 会費を五年以上滞納した場合は会員の資格を失うものとする。ただし、未納の会費がある場合は納入の義務を負う。
- 第六条 本会は最高議決機関として総会を置く。
- 1 総会は年に一回開く。
 - 2 総会の議決は参加者の過半数の賛成により決する。
- 第七条 総会は次の事項を審議決定する。
- 1 運営委員の選任に関する事項。
 - 2 事業報告。
 - 3 会計報告。
 - 4 会則の変更。
 - 5 その他、会の運営に必要な事項。
- 第八条 本会に、沖繩・東京それぞれに運営委員若干名を置き、総務・会計・編集などの協会運営に関する事務を行う。
- 1 運営委員は会員の互選によるものとし、その選任要領は別に定める。
 - 2 運営委員のうちから会長一名、幹事若干名を互選する。
 - 3 会長は会務を総理し、幹事は会務を執行する。
 - 4 会長の職に就くものは選任時満七十五歳を超えないものとする。
 - 5 会長に事故あるときは、会長は運営委員の内より、代行を指名することが出来る。または、運営委員会において運営委員の中から会長代行を選任するものとする。
 - 6 会長の任期は二年とし、再任をさまたげない。ただし、三期を超えることはできない。新会長の就任は新運営委員会において選出され、これを本人が了承したときからとする。
 - 7 運営委員の任期は二年とする。但し、再任はさまたげない。新運営委

員の就任は総会において選出され、これを本人が了承したときからとする。

8 編集委員会の組織および委員の選任は、会長および幹事に一任する。

第九条 本会の収入は、会費、補助金、寄付金等を以てこれにあてる。

第十条 本会の年度は、毎年十一月一日に始まり、十月三十一日に終わる。会計報告は監査を受けるものとする。

第十一条 本会には顧問若干名を置くことができる。

- 一 顧問は会長が委嘱する。
- 二 顧問は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

制定 昭和二十三年（一九四八年）会則制定。

改正 昭和三十六年（一九六一年）四月一日改正。

昭和六十三年（一九八八年）十二月十七日改正。

平成十二年（二〇〇〇年）十一月二十五日改正。

平成十八年（二〇〇六年）十一月二十三日改正。

平成二十九年（二〇一七年）年十一月十八日改正。

令和四年（二〇二二年）十一月二十六日改正。

※本会の設立は昭和二十三年九月一日である。

※本会の事務所は「沖縄県那覇市首里金城町三―六 沖縄県立芸術大学芸術文化研究所 鈴木耕太研究室気付」に設置する。